

(別紙)

【ドローンスクール受講規約】

株式会社住まいあんしん倶楽部が提供する「ドローンスクール」(以下「当スクール」)へ申込み、受講される場合、この規約(以下「本規約」)が適用されます。

当スクールの実施する講習および教習(以下「講習等」)を受講希望される方は、本規約の内容をよく読み、ご理解いただき、本規約に同意の上で、当スクール受講にお申込みいただけますよう、よろしく願いいたします。

第1条(当スクールの概要)

- 1 当スクールは、一般社団法人ドローン操縦士協会(以下「DPA」)の認定を受けたスクールとして、ドローンのしくみや関連法令・安全管理等の講習と、実機を用いた実技教習を実施いたします。
- 2 当スクールの講習等に使用するドローン等の機器については、当スクールが用意したものを用います。
- 3 当スクールでは、講習等の後、修了試験を実施し合格者に、DPAの定める申請書類をDPAへ提出することで、DPAの技能認定証を取得することができます。なお、DPAへの申請にかかる費用は受講料に含まれません。

第2条(受講者資格)

- 1 当スクールを受講する資格は、受講者本人のみに帰属します。
- 2 当スクールの受講者としての資格は、第三者に譲渡することはできません。
- 3 13歳以上(中学生以上)で日本語のわかる方は、原則として、性別に関係なく受講できます。但し、DPAドローン操縦士回転翼3級の認定資格の申請は、満15歳になってからとなります。

第3条(届出事項)

- 1 受講希望者は、当スクールの申込時において、申込者本人の氏名、所属する団体名、部署名または個人事業主、住所、連絡先電話番号、メールアドレス等、当スクールが指定する様式に従い、各事項を届け出るものとします。
- 2 当スクールは、受講者に対して、前項の事項の確認のため、当スクールが指定する本人確認書類(運転免許証等)の提示を求めることができ、受講者はこれを拒むことはできません。また、受講者は、前項による届出事項に変更があった場合には、変更の事実を速やかに当スクールに通知しなければなりません。
- 3 受講者が虚偽の届出を行い、又は届出の遅延をし、若しくは変更の届出を怠ったことに起因して、受講者が何らかの不利益を被った場合であっても、当スクールは何らの責任も負いません。

第4条(受講契約の成立)

- 1 当スクールの受講契約は、受講希望者が必要事項を記載した「ドローンスクール受講申込書」(以下「申込書」)を当スクールに提出し、当スクールが受講を承諾した時点で成立するものとします。
- 2 当スクールは、受講希望者より申込書を受領後、受講資格の審査を速やかに行いますが、審査の結果、受講をお断りさせていただく可能性がございます。なお、受講をお断りさせていただく場合、その理由の開示は致しかねますので、何卒ご了承ください。

第5条 受講料の支払

- 1 当スクールの受講者は、前条第1項の契約成立後、当スクールが請求書を発行してから7日以内に、当スクールが指定する支払方法にて、当スクールの受講料を支払うものとします。なお、契約成立時において、期限内の支払い又は決済が困難である旨の申し出が受講者よりなされた場合には、当スクールは、内金10,000円(税込)を受領した上で、別途支払日又は決済日を定めることができます。
- 2 受講者が、前条の支払期限内(なお書きにおいて別途定めた支払日又は決済日を含む)に受講料の支払いを行わなかった場合には、受講者都合による受講契約の終了とし、本規約第7条第2項に則って、キャンセル料・取消手数料が発生します。

- 3 当スクールの講習、カリキュラムとして保証している回数を超過して講習等を受講する場合や、修了試験に合格できず、当スクールの講習を複数回受講する場合等には、当スクールの定める追加の受講料を、当スクールの指示に従ってお支払いいただきます。

第6条（受講日の変更）

- 1 受講者が受講日の変更を希望する場合には、速やかに当スクールまで連絡を行い、日程調整を行う必要があります。事前連絡なく、講習に出席しない場合又は講習に遅刻した場合には、本規約第8条6項に基づき処理されます。
- 2 当スクールは、ドローンの性質上、天候不順等の事情により講習等の実施日や講習等の実施施設をやむを得ず変更する場合があります。かかる場合には、変更の判断を行った時点で速やかに、当スクールより受講者へ連絡するものとします。

第7条（解約・返金）

- 1 受講者は、受講期間中いつでも、受講者の都合で当スクールを退校し、当スクールとの受講契約を終了することができます。
- 2 受講契約成立後における受講者都合による受講契約の終了の際には、キャンセル料・取消手数料として、以下の金額をお支払いいただきます。

初回の受講日より起算して	キャンセル料・取消手数料	
14日前	無料	PayPal クレジット決済手数料を差し引いてご返金
13日～8日前	受講料の50%	PayPal クレジット決済手数料・振込手数料を差し引いてご返金
7日前～受講日当日 ※事前連絡のない欠席、受講開始後の取消しを含む	受講料の100%	

- 3 前項のキャンセル料・取消手数料に基づき算出した結果、受講料の返金が生じる場合には、返金の申し出より1か月以内に、当スクールより受講者に返金いたします。なお、返金に要する手数料は受講者負担となります。

第8条（受講者の義務・注意事項）

- 1 受講者は、受講期間中、関係法令、当スクールが別途指定する規則ほか、当スクールの講師の指示・指導に従うものとします。
- 2 受講者は、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
- (1) 当スクールの講師又は他の受講者への脅迫、暴言、誹謗中傷、名誉棄損、差別、わいせつ行為、つきまとい等、被害又は不快感を与える行為。
 - (2) 当スクールの名誉、信用、評判を損なわせるような誹謗中傷行為（SNS、口コミの投稿を含む）。
 - (3) 当スクールの円滑な講習等の運営を妨害する行為。
 - (4) 当スクールの講師の指導に従わずにドローン进行操作する行為。
 - (5) 当スクールの講習等の提供又は運営に用いる設備・機材（ドローンを含む）を無断で使用する行為。
 - (6) 受講者資格及び入館証の譲渡・貸与。
 - (7) 当スクールの講習等の内容に問題や不具合があった場合において、その問題や不具合を悪用して自らもしくは第三者に不当に利益をもたらす、又は当スクールもしくは第三者に不利益を与える行為。また、その問題や不具合をインターネット等を通じて流布する行為。
 - (8) ドローンの改造行為。
 - (9) 講習等の期間中か否かを問わず、ドローンの関連法令に従わない運航の操作等の危険な行為（航空法の適用を受けないドローンを含む）。
 - (10) 講習等の受講中に知り得た当スクールの講師又は他の受講者の個人情報を第三者、外部に公開する行為。

- (11) 講習等の受講中における政治、宗教、商業的行為やそれに類似する活動。
 - (12) 講習等を実施する施設へのペット（生き物）や酒類の持込。
 - (13) 前各号に定める行為のほう助、教唆。
 - (14) 前各号に定める行為の予告、準備。
 - (15) 本規約又は各種法令に違反する行為。
 - (16) その他、前各号に準ずる等、当スクールが不適切と判断する行為。
- 3 当スクールは、受講者が前項各号に違反した場合には、受講者を退校処分とし、受講契約を解除するとともに、当スクールが被った損害について賠償請求することがあります。なお、この場合において、受講料の返金は一切行うことができませんので、予めご了承ください。
- 4 受講者が故意又は過失により当スクールの施設、ドローン等の機材等を破損、汚損した場合において、当スクールが被った損害の全部又は一部につき、受講者に賠償請求することがあります。
- 5 受講者は、当スクールの指定する講習等の実施場所までの交通費、受講日当日の食費については、全て受講者が負担するものとします。なお、本規約第6条2項に伴い、講習等の実施施設を変更した場合においても、同様とします。
- 6 受講者は、受講日においてやむを得ず欠席又は遅刻する場合には、その理由を問わず、必ず当スクールまで連絡を行う必要があります。受講者が何らの連絡なく受講日において欠席又は遅刻した場合には、当スクールは、欠席又は遅刻した講習等に関する受講料の返金義務を何ら負わず、また、当該講習等に代わる追加での講習等を提供する義務を負いません。

第9条（不可抗力）

天候不順、地震、台風、洪水等の天変地異、戦争、内乱、革命等の社会的事変、法令の制定・改廃、行政庁や裁判所からの命令・処分・指導等の公権力の行使、労働争議、火事、ドローンのメーカー等の都合によるドローンおよびドローンの部品の供給停止、その他当スクールのコントロールすることができない事情により、当スクールの安全かつ円滑な講習等の実施が不可能であると当スクールが判断した場合には、当スクールは、本契約の解除又は講習等の継続のために必要な日程変更や講習等の実施施設の変更をする場合があります。

第10条（免責事項、非保証）

- 1 当スクールは、以下の各号のいずれかに該当することにより受講者が損害を被った場合であっても、費目・名目を問わず一切の責任を負いません
- (1) 講習等の最少実施人数が集まらなかったことによる講習等の中止
 - (2) 前条に記載する事由の発生
 - (3) 受講者都合による中途解約
 - (4) 第8条2項、3項に基づく退校処分、受講契約の解除
 - (5) 受講者自身の故意又は過失による事故
 - (6) 受講者の私物の盗難、いたづら等による破損等
 - (7) 当スクールが加入する損害保険の補償範囲の限度を超えて発生した受講中の事故
 - (8) 休憩中の事故・食中毒・傷害・盗難等
 - (9) 他の受講者の責に帰すべき事由より生じた事故
 - (10) その他の当スクールの責によらずに生じた損害
- 2 当スクールは、当スクールの開催する講習等の完全性、受講者の事業や受講者の目的にとっての有用性、将来において法令に基づくドローンに関する免許制度、資格制度等ができた場合における当該免許、資格の取得の現実性を何ら保証するものではありません。受講者は、かかる事項を承知した上で、申込を行い、何ら異議を述べません。

第11条（著作権）

- 1 当スクールが講習等の実施中に受講者に対して提供し、又は提示する講習等の内容、教材、配布資料、そ

の他の資料等に含まれる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）の一切は、当スクール又は当スクールに成果物の使用許諾をしている第三者に帰属します。

- 2 当スクールは、受講者に対し、以下の各号に定めるような、著作権を侵害する一切の行為を禁止します。
- (1) 講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等の複製(受講生本人が自身のデータ保管のために行う私的複製を除く)および他人への譲渡・貸与。
 - (2) SNS 等における講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等の引用や転載。
 - (3) 当スクール施設における、当スクールの講師の許可のない写真撮影、録音、録画等。
 - (4) その他前各号に準ずる行為

第 12 条（個人情報の取扱いについて）

当スクールが受講者から取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律および関係諸法令に基づき適切に取り扱うものとしたします。詳しくは、以下のプライバシーポリシーをご参照ください。

株式会社住まいあんしん倶楽部プライバシーポリシー⇒<https://www.sumai-anshin-club.jp/privacy/>

第 13 条（反社会勢力の排除）

- 1 当スクールでは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、又はその関係者の受講申込は、お受けできません。過去 5 年間に於いて、これらの者に該当する方についても、同様とします。
- 2 当スクールは、受講契約の成立後に、受講者が前項に該当する事が明らかになった場合、直ちに受講契約を解除することができます。この場合、受講料の返還は一切いたしませんので、予めご了承ください。

第 14 条（当スクールから受講者への連絡）

当スクールから受講者への通知や連絡を行う場合には、第 3 条により受講者より届け出がなされた連絡先に対して行うものとしたします。

第 15 条（受講者から当スクールへの連絡、問い合わせ）

各種お問い合わせは、以下に定める当スクール事務局までお願いいたします。

<事務局住所および連絡先>

〒261-8535 千葉県千葉市美浜区豊砂 1-1 イオンモール幕張新都心アクティブモール 1F

株式会社住まいあんしん倶楽部 ドローンスクール千葉幕張

TEL：043-400-2751(受付時間 10:00~21:00)

メールアドレス：info@ds-chiba.jp

第 16 条（準拠法）

本規約及び受講契約は、日本法に準拠して解釈され、適用されるものとしたします。

第 17 条（専属的合意管轄裁判所）

当スクールの利用（受講契約を含む）に関するすべての紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と致します。

第 18 条（本規約の改定）

- 1 当スクールは、受講者への予告なく本規約を変更することがあります。この場合、当スクールは、株式会社住まいあんしん倶楽部が管理するホームページへの掲載又は受講者の届出先となる住所もしくはメールアドレスへの通知をするものとしたします。
- 2 変更後の規約は、前項に基づく掲載日又は受講者への通知の発送もしくは発信日より全ての受講者へ適用されるものとしたします。